

家畜伝染病予防法等の一部改正について

令和8年5月に、家畜伝染病予防法と関連省令等の一部が改正されたのでお知らせします。

【主な改正点】

①牛のランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

- ・届出伝染病から家畜伝染病に格上げ
- ・緊急ワクチン接種、患畜・疑似患畜の殺処分、移動制限等を義務化



②豚熱への対応

- ・疑似患畜のと殺義務の対象範囲の変更
「全ての疑似患畜」から、「県知事が命ずるものに限る」に変更
※県が国と協議をして選択的殺処分が可能になった
ワクチンによる免疫が成立していない豚、症状があり遺伝子検査陽性となった豚等のみを殺処分する方法に変更
- ・豚熱ワクチン接種者の確保
※特例として、飼養衛生管理者も豚熱ワクチン接種可能に



③輸入禁止品への対応の強化

- ・輸入禁止品の販売等の禁止
- ・家畜防疫官に、外国食材店などへの立入検査等の権限を付与
※水際防疫による国内への侵入防止に加え、検疫から漏れ国内に侵入してしまったものへの対応を強化



農林水産省 HP

詳細は、農林水産省 HP をご覧ください。



神奈川県県央家畜保健衛生所

本所 〒243-0417 海老名市本郷3658
電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124
東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076
電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

県央家保 HP

